



奈良の森林を守るために

平成18年4月1日から
奈良県森林環境税スタート



奈良県の森林は県土の77%を占め豊かな自然環境を形成するとともに私たちに多くの恵みをもたらしています。この豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として、将来に向けて引き継ぐため、環境政策税制として森林環境税を導入します。

Q

森林にはどんな働きがありますか？

A：私たちの暮らしを支えてくれる多くの働きがあります

県土の保全機能



資料：丸山岩三「森林水文」
実践林業大学 1970

樹木の根や地表を覆う落葉・下草により、降雨などによる土砂の流出や崩壊を防止します

ところが

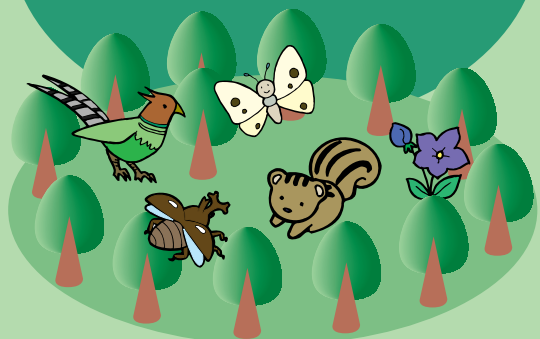
最近、その森林に
問題が起こっています

保健休養機能



森林浴、ハイキング、キャンプ等の場を提供することで、人に安らぎと元気を与えます

自然環境の保全機能



多種多様な動植物に生息・生育の場を提供します

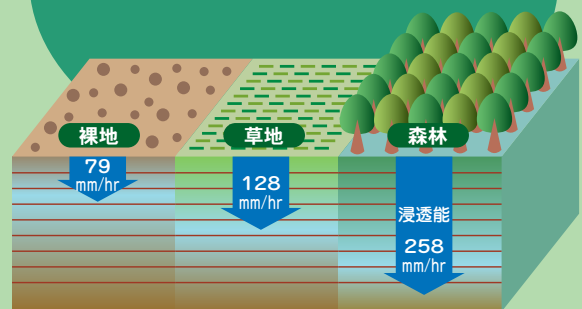
地球温暖化防止機能



資料：岐阜県収収予想表に基づく試算

大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や根などに貯蔵します

水源のかん養機能



資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水および土壌保全機能に関する研究」1975

雨水を貯留することにより、洪水や渇水を緩和し、その過程で水質を浄化します

Q

なぜ今、森林環境税が必要なのですか？

A：森林の荒廃が進んでいるからです

間伐が遅れた人工林



林内が暗く下草等が生えないことから、土砂の流出が多くなります

荒廃した里山林



竹や常緑樹が侵入して植生が変化し、地域の景観や生物多様性の低化が懸念されます

目指す 森林の姿へ



間伐された人工林



下草や低木が繁り、県土の保全、水源のかん養機能などが高度に発揮されます

整備された里山林



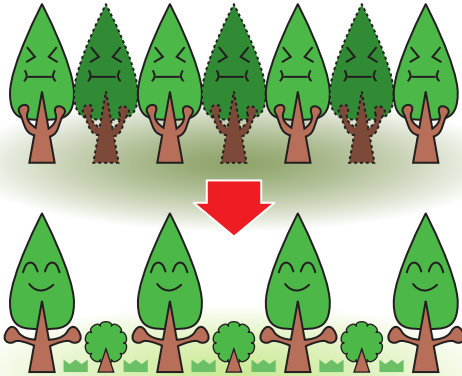
生物多様性など自然環境保全機能が高度に発揮されます

Q

税金を使って何をするのですか？

A：荒廃している森林を元気にするためなどに
使います

森林環境保全緊急間伐事業



森林所有者と協定を結び
強度な間伐を行うことで、
森林の荒廃を防ぎ、公益的機能の
維持・増進をはかっていきます。

奈良の元気な森林づくり推進事業



村を離れた森林所有者等、
森林の整備が困難な所有者に対し、
活用していただける制度を紹介する等、
放置荒廃森林の減少に努めて行きます。

もり 奈良の元気な森林づくり

里山林機能回復整備事業



NPOやボランティア等の協力のもと、
都市住民に身近な里山林の自然を
保全する活動を進めていきます。

森林環境教育推進事業



教員や一般県民を対象とした
森林環境教育指導者を養成していきます。
子供たちに、森林でのさまざまな体験を通じ、
森林を守り育てる心を育てていきます。

Q

納税のしくみは、どうなりますか？

A：県民税均等割税額に下記の額を森林環境税として加算して納めていただきます

税率等

個人 年額500円

(県内に住所がある方、県内に事務所などがある方)

*平成18年度から課税

*所得が一定の基準以下で
県民税均等割が課税され
ていない方は、非課税

法人 均等割額の5%

(県内に事務所などを持っている法人など)

資本等の金額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超、50億円以下	27,000円
1億円超、10億円以下	6,500円
1千万円超、1億円以下	2,500円
上記以外の法人	1,000円

*平成18年4月以後に開始する
事業年度から課税

しくみのイメージ

個人県民税

① 事業所得者等

普通徴収



② 給与所得者

特別徴収



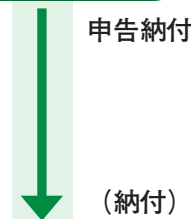
市 町 村

払込み

法人県民税

③ 法人

申告納付



奈良県

*平年度で約3億円の税収
を見込んでいます。

積立

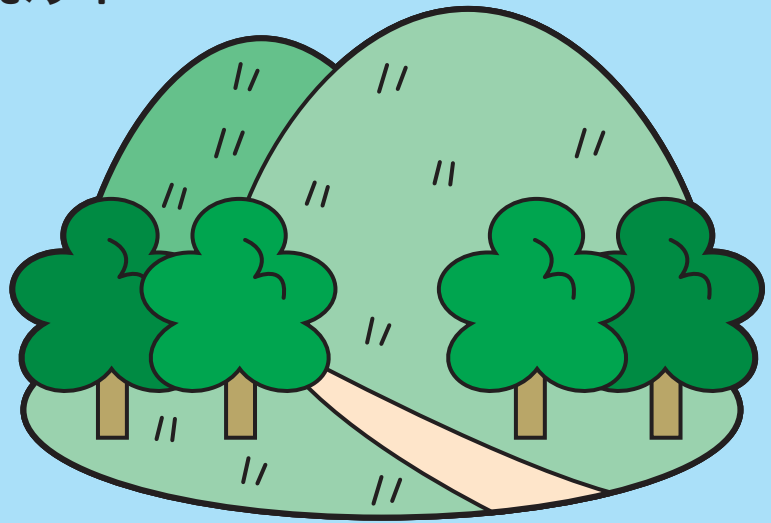
(仮称) 奈良県森林環境保全基金

支出

森林環境を保全する事業の実施



県民の皆様の
ご理解とご協力をお願いします！



「森林環境税」に関するお問い合わせ先は

税のしくみについて

奈良県総務部税務課 〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-8363

県税事務所

奈良県税事務所	〒630-8131 奈良市大森町57-12	TEL 0742-25-0771
高田県税事務所	〒635-8525 大和高田市大中98-4	TEL 0745-22-1701
桜井県税事務所	〒633-0062 桜井市粟殿1000	TEL 0744-43-3131
吉野県税事務所	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133	TEL 07463-2-2687

税務課ホームページ [▶ http://www.pref.nara.jp/zeimu/](http://www.pref.nara.jp/zeimu/)

税の使いみちについて

奈良県農林部林政課 〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL 0742-27-7471

林政課ホームページ [▶ http://www.pref.nara.jp/rinsei/](http://www.pref.nara.jp/rinsei/)